

# 草加市地球温暖化防止活動補助金のご案内

## 1 趣 旨

草加市では、平成11年6月に「環境共生都市宣言」を行い、「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指し、環境施策を進めています。

そこで、再生可能エネルギー等を有効に活用し、環境への負荷の少ない生活スタイルの推進を図るため、市内で地球温暖化防止活動を行う市民の皆様の、その経費の一部を補助します。

## 2 内 容

令和8年(2026年)3月10日までに購入・設置、事務手続きの全てが完了する次の活動を地球温暖化防止活動として位置づけ、補助金を交付します。

補 助 対 象	補 助 金 額
太陽光発電システムの設置（設備出力 <u>1 kW以上</u> ）	一律 7万円
燃料電池給湯器の設置	一律 2万円
ハイブリッド給湯器の設置	一律 2万円
HEMSの設置	一律 1万円
定置型家庭用蓄電池の設置	一律 2万円
V2H（電気自動車等充給電設備）の設置	一律 2万円
雨水貯留施設の設置	設置費用の1/2で 限度額1万円
次世代自動車の購入	一律 2万円

※詳細は、4ページ目をご覧ください。

## 3 補助対象者及び補助要件

- 1 補助金申請時に市税を滞納していない方。  
（延滞金が未納である方や分納は不可。）
- 2 実績報告書の提出時に、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている方。
- 3 過去に同じ設備で交付を受けていない方。
- 4 1か月用エコライフチェックシートを実績報告時まで提出すること。
- 5 購入・設置工事前に申請すること。次世代自動車は、自動車検査登録事務所での自動車登録の前に申請すること。

## 4 申込受付

令和7年(2025年)12月26日までを申込受付期間とします。重複申請（補助対象を多種類申請）も可能です。なお、申込が予算に達した時点で締め切ります。

**草加市 市民生活部 環境課**

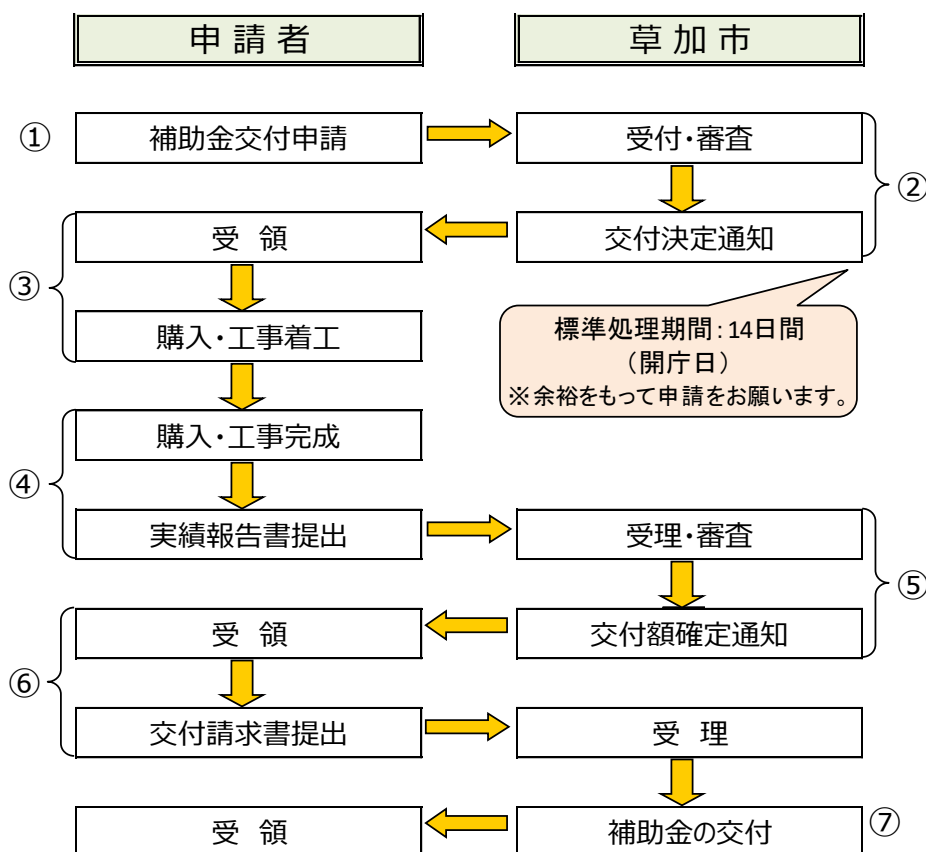
〒340-8550 草加市高砂1-1-1 本庁舎4階

TEL 048-922-1519 FAX 048-922-1030

E-mail: kankyoka@city.soka.saitama.jp

# 交付申請手続き

## 《 手続きフロー 》



① **購入・設置工事をする前**に補助金交付申請書を提出してください（代理可）。

市税の納付について、コンビニエンスストア等による納付は確認に時間を要することがあります。そのため、納付済であっても未納扱いになってしまう場合がありますので、納付後14日以上経過してから申請することをお勧めします。また、申請書提出後、納期限が間近な市税については、審査時に納期限が経過し、未納扱いになってしまう場合がありますので予め納付後申請をお願いします。なお、納付後14日未満の場合は、**領収証等の写し**を申請書に添付してください。

補助対象	申請時期	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムの設置</li> <li>燃料電池給湯器の設置</li> <li>ハイブリッド給湯器の設置</li> <li>HEMSの設置</li> <li>定置型家庭用蓄電池の設置</li> <li>V2H（電気自動車等充給電設備）の設置</li> <li>雨水貯留施設の設置</li> </ul>	着工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内図（住宅地図等）</li> <li>設置見取り図（注1）</li> <li>見積書の写し（注2）</li> <li>カタログ等の写し（注3）</li> <li>その他（注4）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車の購入</li> </ul>	自動車検査登録事務所での自動車登録の前	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書の写し（注2）</li> <li>カタログ等の写し（注3）</li> </ul>

注1 各補助対象の設置位置を記入してください。太陽光発電システム設置の場合は、太陽電池モジュール及びパワーコンディショナのそれぞれの設置見取り図を添付してください。

注2 見積書を提出することが困難な場合は、次のものに代えることができます。

(1) 契約書（経費の内訳の分かるもの）

(2) 購入する製品名（機種名・品番）、金額及び設置費の表示がされた書類

注3 カタログ等の写しは、設備・機器の仕様等が判別できるページを添付してください。太陽光発電システムの設置をする場合、太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの設置見取り図とともに、それぞれの機種の内容がわかるものを添付してください。

注4 申請時に市外に居住している方は、現在居住地等の市税の納税証明書（直近のもの）を添付してください（市内居住者は提出不要です）。

② 市で申請内容を審査し、補助要件に合致した場合、補助金交付決定を行います。

※ 受付後、審査に概ね14日（閉庁日は計算しません）の日数を要します。購入・着工日が決まっている場合は、3週間程度の余裕をもって申請してください。

③ 原則、補助金交付決定通知を受け取った後に、購入・設置工事開始となります。

④ 購入・工事完成後、実績報告書を環境課へ提出してください。令和8年3月10日まで受付します（郵送可）。

補助対象	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収証の写し又は<u>支払が明確である書類</u>（注5）</li> <li>設置状況の写真（<u>太陽電池モジュールとパワコンの写真はそれぞれ必須です。</u>）</li> <li>電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し（注6）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池給湯器の設置</li> <li>ハイブリッド給湯器の設置</li> <li>HEMSの設置</li> <li>定置型家庭用蓄電池の設置</li> <li>V2H（電気自動車等充給電設備）の設置</li> <li>雨水貯留施設の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収証の写し又は<u>支払が明確である書類</u>（注5）</li> <li>設置状況の写真（設置場所と機種等が判別できるもの）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収証の写し又は<u>支払が明確である書類</u>（注5）</li> <li>車両の写真（ナンバープレートと車種が判別できるもの）</li> <li>自動車検査証の写し</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>共通事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1か月用エコライフチェックシート</li> </ul>

注5 領収証は支出額が確認できるものを添付してください。新築等で一括発注する場合は、当該機器等のみの領収証又は入金証明書等を添付してください。また、支払いが明確である書類は、販売証明書等とします。

注6 電力受給契約申込書兼系統連系申込書や接続契約のご案内、FIT制度を利用しない場合は、電力会社から接続の承認を得たものを添付してください（詳しくは契約業者にご確認ください）。

1か月用エコライフチェックシートは、申請後に取り組んでいただき、実績報告書提出時に添付してください。（提出がない場合は、補助金の交付ができません。）

⑤ 市で審査の上、審査要件に合致すれば補助金交付額の確定を行い、通知します。

⑥ 交付額確定通知の受け取り後、交付請求書を環境課へ提出してください（郵送可）。

⑦ 補助金を交付します（口座振込）。

【申請を代理で行っている方へ】

交付決定通知・交付額確定通知は申請者へ送付します。必要な場合は申請者に確認してください。

# 補助対象活動

補助対象活動	補助要件
太陽光発電システムの設置	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 太陽光電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが1kW以上10kW未満であること。 (2) 電力会社との電力受給契約が確認できる書類（写し）を提出すること。
燃料電池給湯器の設置	都市ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムであること。
ハイブリッド給湯器の設置	熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること。
HEMSの設置	家庭の電力使用量を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムであり、次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 再エネ機器や蓄電池等と接続していること。 (2) 「ECHONET-Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
定置型家庭用蓄電池の設置	次に掲げる要件の全てに適合するものとする。 (1) 太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるものであること。 (2) 容易に持ち運びのできるポータブル電源・蓄電池ではないこと。
V2H（電気自動車等充給電設備）の設置	電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。
雨水貯留施設の設置	市販の雨水貯留槽の購入、ドラム缶等の利用又は浄化槽の転用による給排水設備等を設置すること。
次世代自動車の購入	電気自動車（内燃機関を用いないもの）、プラグインハイブリッド自動車（車載コンセントから電力を取り出せる給電機能がある車両又は外部給電器やV2H充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両）及び燃料電池自動車であること。

- ◎ 交付対象となる活動については、自ら居住の用に供する住宅に設置するものや自ら使用するものを対象とし、**店舗や事業等で使用するものは対象になりません。**
- ◎ 交付額は、1,000円未満切り捨てです。補助対象経費（設備本体購入及び設置に要した経費）は消費税を除くものとします。
- ◎ 既に設置等が済んでいる住宅等の購入については対象になりません。

## 【エンジョイ！エコライフ】

「環境にやさしい生活」（エコライフ）をしよう！日常生活での省エネ、省資源化やリサイクル等、身近なことから取り組むことのできる内容です。

エコライフチェックシートは、市役所環境課窓口又は草加市ホームページ (<https://www.city.soka.saitama.jp>) で入手できます。

